

新旧対照表

【税関関係様式通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号） 記載要領及び留意事項】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
通関業務取扱台帳（B - 1170） 「輸入申告等」欄において、「その他の申告・申請又は届」欄には、通関業法基本通達（昭和 47 年蔵関第 105 号）の 18 - 2（料金表を適用しない手続）のイから<u>壬</u>までの手続に係る通関業務について記載する。 通関業営業報告書（B - 1190） 第 2 表中「輸入申告等」欄において、「その他の申告・申請又は届」欄には、通関業法基本通達（昭和 47 年蔵関第 105 号）の 18 - 2（料金表を適用しない手続）のイから<u>壬</u>までの手続に係る通関業務について記載する。	通関業務取扱台帳（B - 1170） 「輸入申告等」欄において、「その他の申告・申請又は届」欄には、通関業法基本通達（昭和 47 年蔵関第 105 号）の 18 - 2（料金表を適用しない手続）のイから<u>リ</u>までの手続に係る通関業務について記載する。 通関業営業報告書（B - 1190） 第 2 表中「輸入申告等」欄において、「その他の申告・申請又は届」欄には、通関業法基本通達（昭和 47 年蔵関第 105 号）の 18 - 2（料金表を適用しない手続）のイから<u>リ</u>までの手続に係る通関業務について記載する。